

令和2年12月25日開催

新庄市農業委員会第7回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和2年12月）議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日（金）午前10時
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（19名）

1番	浅沼	玲子	2番	笹	行也
3番	清水	哲夫	4番	間	真一
5番	田宮	成彦	6番	丹	茂
7番	星川	豊	8番	五十嵐	成生
9番	佐藤	啓右	10番	齋藤	謙二
11番	指村	貞芳	12番	三原	康志
13番	高山	光弥	14番	森	良一
15番	星川	吉和	16番	下山	秀一
17番	星川	秀男	18番	佐藤	喜代志
19番	早坂	浩樹			
4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 19 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 20 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 21 号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 5 議案第 22 号 農用地利用集積計画について
日程第 6 議案第 23 号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第 7 報告第 13 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8 報告第 14 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ
について
日程第 9 報告第 15 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 出席した事務局職員

事務局長	津藤 隆浩	主 査	早坂 和弥
主 任	三宅 大輔	主 事	長南 友紀

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和2年度新庄市農業委員会第7回総会を開催します。総会に入る前に事務局より出席方の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は19名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第7回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に5番田宮成彦委員と16番下山秀一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君をご指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第19号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、議案書に基づきご提案いたします。新庄地区10件、稲舟地区5件、萩野地区6件、八向地区2件、全地区合計23件ございます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について、ご報告をお願いいたします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番。12月20日に調査いたしました。実家の農地を〇〇さんが相続した案件なのですが、新庄に住んでいないという事で、際に農地を所有している△△さんの方に所有権移転売買という事があります。単価の方も双方合意という事で問題無いと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○7番

議案第19号農地法第3条の規定による許可申請についての2番になります。12月20日に調査いたしました。これも事務局説明のとおり相違ございませんでしたので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

それでは、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○9番

新庄地区3番について、12月16日に確認しました。同一世帯での所有権移転であり、問題ありませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、次、新庄地区4番について調査報告をお願いいたします。

○9番

新庄地区4番について、12月16日に確認しました。以前より〇〇さんの土地を△△さんが作業受託の形で耕作していたものであり、単価についても双方合意のもので、問題無しと考えます。宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区5番について調査報告をお願いいたします。

○17番

12月16日に電話で確認いたしました。△△さんの田んぼと隣接している土地なので、問題無いと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区6番について調査報告をお願いいたします。

○17番

6番。〇〇さんの土地が△△さんの土地に入っていたという事で、それを売るという形で双方でちゃんと対価も決めたという事で、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区7番について調査報告をお願いいたします。

○17番

12月16日に調査いたしました。隣接している田を△△さんをお願いしたいという事で、双方の間で合意した対価でした。問題無いと判断しました。宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に新庄地区8番について調査報告をお願いいたします。

○17番

12月16日に双方聞き取りで調査いたしました△△さんの方には息子さんも就農しており、なんら問題無いと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区9番について調査報告をお願いいたします。

○17番

12月16日と12月8日の日に〇〇さんと△△さん双方を連絡で確認いたしました。対価の方も水の便が悪いという事で、こういうふうにあく設定したという事で双方合意で話が決まりましたので問題ないと思います。宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区10番について調査報告をお願いいたします。

○17番

9番との関連で、10番の□□さんの土地を△△さんが作っていて、△△さんが離農するという事で、〇〇さんをお願いするという事で、三人で話し合いで対価を決めたそうなんです。何ら問題無いと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○4番

稲舟1番につきまして、12月20日に確認いたしました。〇〇さんと△△さんは隣組で、昔からの知り合いという事で△△さんも耕作面積を広げたいという事で、今回の話になりました。対価も双方合意しております。問題無いと思いますので宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○4番

稲舟2番につきまして、12月20日に確認いたしました。〇〇さんのこの田んぼは△△さんが耕作している隣であります。今回新規という事で、借賃も双方合意しております。

問題無いと思いますので宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区3番について調査報告をお願いいたします。

○13番

12月18日に双方確認とりました。借りる方の△△さんの方がご高齢という事もあるのですが、息子さんの方もかなり定期的に手伝っているという事で、単価の方も双方合意という事で、問題無いと思いますので宜しくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区4番について調査報告をお願いいたします。

○13番

12月18日双方確認とりました。借りる方が貸す方のお子さんという事で、青年就農給付金をもらって新規就農するという事で意欲もあるみたいなので、単価も双方合意という事で、問題無いと思いますので宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に稲舟地区5番について調査報告をお願いいたします。

○13番

稲舟地区4番との兼ね合いになりますが、借りる方が青年就農給付金をもらって新規就農でネギをするという事なので、両者間も双方合意、12月18日に確認をとってまので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○10番

萩野1番について、12月20日に調査確認しました。△△さんは〇〇さんの別の土地を耕作しており、〇〇さんのこの土地が採石が終了したので、△△さんが借りるという形になりました。問題無いと判断します。宜しくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○10番

萩野2番について、12月20日に調査確認しました。出し手の〇〇さん、受け手の△△さんともに親戚であり、以前から耕作しておりこの度贈与という形になりました。問題無いと判断しました。宜しくお願いします。

○議長

次に萩野地区3番について調査報告をお願いいたします。

○10番

萩野3番について、12月20日に調査確認しました。〇〇さんが高齢のため近隣の田を△△さんをお願いしたいということで、対価も問題無いと思いますので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区4番について調査報告をお願いいたします。

○10番

萩野4番について、12月20日に調査確認しました。この土地はもともとは□□会社の土地でありまして、〇〇さんは□□会社の関連の持ち主であります。現在この土地の隣接地については、柿崎工務所さんの火力燃料の木材置き場になっておりまして、この土地については、周りの人にもお願いしたんですけど、〇〇さんも高齢によりこの土地を売却したいという事で、お願いしたんですけど、引き受け手がなくて、△△さんをお願いしてこの単価になったそうです。双方合意しておりますので、問題無いと思います。宜しくお願いします。

○議長

それでは萩野地区5番について調査報告をお願いいたします。

○15番

萩野5番について、12月19日に調査確認しました。〇〇さんと△△さんは親戚であり、田んぼの方を△△さんが借りています。今回〇〇さんが畑として使っている所も借りて欲しいという事で、このような契約が成立しました。対価も双方合意の上ですので、問題無いと考えます。宜しくお願いします。

○議長

それでは萩野地区6番について調査報告をお願いいたします。

○6番

萩野6番。12月17日に確認調査しました。〇〇さんと△△さんは親戚関係にありま

す。この土地は父親が借りていたもので今回経営移譲に伴い、△△さんが契約したという事です。借賃も前回同様、双方合意という事で問題無いというふうに思います。

○議長

それでは、次に八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○5番

八向1番について、12月20日調査確認しました。〇〇さんと△△さんは本家、別家の関係でありまして、△△さんは以前より〇〇さんの農地の管理を任されており、〇〇さんが相続されてから改めて申請したものであります。双方合意との事ですので、問題無しと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは八向地区2番について調査報告をお願いいたします。

○3番

八向2番につきまして、12月16日に調査確認いたしました。〇〇さんが体調不良で農業をリタイアしたいという事で、□□地区の△△さんに売る事になったという事でした。対価も双方合意という事で問題無しと判断しました。宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第20号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について、萩野地区2件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてをご報告をお願いします。それでは萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○15番

議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について、萩野1番について、12月20日に双方に電話で調査確認しました。事務局の説明通り間違いありませんでした。よろしくお願いたします。

○議長

それでは萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○11番

萩野地区2番について、12月21日に調査確認いたしました。事務局説明通り、詳細の通りですので、問題無しと判断しましたので、宜しくお願いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第20号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第20号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第21号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第21号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区2件、八向地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてをご報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○12番

議案第21号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1番。12月18日に調査確認しました。事務局の説明通りであり、問題無しと判断しましたのでよろしくお願い致します。

○議長

それでは新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○8番

新庄地区2番につきまして、12月19日調査確認しました。事務局の説明通りで、問題無しと判断しました。よろしくお願い致します。

○議長

それでは八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○5番

八向地区1番について、12月20日双方へ確認しました。この土地は現在工事中の新庄酒田道路近くにあり、将来完成予定のトンネル内への携帯電話専用の送信基地だそうです。トンネル内専用の電波供給設備という事で、〇〇さんのこの土地を決定したという事です。事務局の説明通りで、問題無しと判断しました。よろしくお願い致します。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

はい、ないようですので、それでは、お諮りいたします。議案第21号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第22号農用地利用集積計画についてを上程します。ここで、笹行也委員と丹茂委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席をお願いいたします。暫時休憩いたします。

<「笹行也委員」、「丹茂委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第22号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区19件、稲舟地区19件、萩野地区15件、八向地区17件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました、賃借権設定68件、所有権移転2件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第22号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第22号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めますので、暫時休憩いたします。

<「笹行也委員」、「丹茂委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第6、議案第23号農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。ここで、指村貞芳委員と星川吉和委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席をお願いいたします。暫時休憩いたします。

<「指村貞芳委員」、「星川吉和委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第23号農用地利用配分計画案に対する意見について、稲舟地区1件、萩野地区4件、八向地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました農用地利用配分計画案に対する意見について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第23号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩いたします。

<「指村貞芳委員」、「星川吉和委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区2件、八向地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げにつきまして、萩野地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについては、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区3件、稲舟地区3件、萩野地区2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これで、新庄市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和2年12月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 田 宮 成 彦

議事録署名委員 下 山 秀 一